

条件付一般競争入札説明書

この条件付一般競争入札説明は、陸前高田市が発注する工事及び業務等に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札参加資格

入札に参加する者は、条件付一般競争入札公告（以下「公告」という。）に記載されたもののほか、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であつて、その事実のあつた後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視し得る関係にある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。）が同時に参加していないこと。
- (6) 入札執行日において、本市の指名停止等措置基準等に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 定められた期間内に設計図書等を縦覧した者であること。

2 入札参加申請における留意事項

- (1) 入札参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び公告で指定する書類を、公告に記載された提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加でき

るものとする。

(5) 審査結果は、公告に記載された日時までに通知する。

3 入札の方法及び落札者の決定等

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(2) 入札書は、公告に記載の日時及び場所に持参しなければならない。郵送、電報及び伝送その他の方法による入札は、認めない。

(3) 入札会場は公開とする。

(4) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（物件等の売払いにおいては、最高の価格。）をもって入札した者を落札者とする。ただし、適正な工事の履行を確保するため、工事又は製造の請負の契約を締結する場合において、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札した者の価格が当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 入札回数は3回を限度とし、その都度最低入札価格（物件等の売払いにおいては、最高入札価格。以下同様。）を公表する。この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。ただし、予定価格と最低入札価格が僅差の場合、最低入札価格をもって入札した者から見積書を徴収し、随意契約を締結する場合がある。

(6) 落札の場合で、最低入札者（物件等の売払いにおいては、最高入札者。）が2以上の場合は、くじ引きにより決定する。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(7) 入札書は次のことを表示し、押印すること。

ア 入札年月日

イ 頭書に「入札書」である旨記載

ウ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。押印はスタンプ式印鑑不可。）

エ 宛名は「陸前高田市長 佐々木 拓」とすること。

オ 件名

カ 入札金額

(8) 落札価格の決定は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税の額として、当該金額の10パーセント（軽減税率適用のものは当該金額の8パーセント）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(9) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

(10) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札は無効とする。
- (3) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札は無効とする。
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札は無効とする。
- (5) 記名押印をしていない入札は無効とする。
- (6) 金額を訂正した入札は無効とする。
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札は無効とする。
- (8) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札は無効とする。
- (10) 共同企業体にあつては、その構成全員の記名押印をしていない入札は無効とする。
- (11) 最低制限価格の適用がある入札は、最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った者は失格となり、再度入札に参加することができない。
- (12) 工事費内訳書の提出を求める入札は、次のいずれかに該当する場合は、無効となる。
 - ア 工事費内訳書を提出しない入札
 - イ 工事費内訳書の内容と入札書の内容が一致しない入札（内訳書に値引きの記載は認めない。）
 - ウ 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札
 - エ 工事費内訳書の内訳に千円未満の記載がある入札（千円未満は切捨て又は切上げを行うこと。）
 - オ 指定様式でない工事費内訳書を提出した入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加申請をし、入札参加資格を有すると認められて通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出なければならない。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行担当課等に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) (2)ア又はイの規定により入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等につ

いて不利益な取扱いを受けることはない。ただし、(2)ア又はイの規定による申し出を行わずに入札を辞退又は無断で欠席する行為を行ってはならない。

6 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 工事費内訳書

- (1) 工事費内訳書は公告に提出の記載がある場合に提出を求め、別に指定する様式によるものとする。（任意様式は不可とする。）
- (2) 工事費内訳書の宛名は「陸前高田市長 佐々木 拓」とすること。
- (3) 工事費内訳書は第1回の入札時に、入札書の下に重ねて、左上部1箇所をホチキス留し、一緒に入札箱に投函する。（2回目以降の入札の際には、提出は不要とする。）

8 個人情報の取扱い

入札参加者は、工事及び業務等において個人情報を取扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、次の各号を遵守できるものであること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務について遵守しなければならないこと。
- (2) 当該業務等において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- (3) 利用目的以外の目的のために利用しないよう、事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- (4) 引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

- (6) 法等に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合指示に従うこと。

9 契約締結の留意事項

- (1) 落札者として通知を受けた者は、入札の日から7日以内に契約書の取り交わしを行わなければならない。
- (2) 契約にあつては、工事及び業務等の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 工事契約にあつては、この工事に建設業法第26条第3項に該当するものについては専任で、入札執行日までに雇用している技術者（建設業法に定める経營業務の管理責任者及び営業専任技術者を除く。）を配置しなければならない。（入札参加資格審査申請時に提出された変更届に記載された者でなければならない。）
- (4) 工事契約にあつては、契約締結後、現場代理人等通知書により配置技術者について報告する際には、経歴書の職歴欄に雇入れ年月日（雇用期間）を明記するとともに、技術者資格者証を添付しなければならない。
- (5) 工事契約にあつては、請負代金額が130万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円以上の工事）は、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

- (6) 契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあつては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

10 開封に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。なお、再度入札をしても落札者がいない場合も同様とする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

12 契約に関する事項

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 その他必要な事項

入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札

参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。